



質問 1

医療器具や附属備品に火災保険を掛ける際、借りている建物も保険に付し、保険料を支払いました。ところで、自分が所有していない建物について払った保険料も必要経費になりますか。

回答 必要経費になります。

損害保険の目的物を所有していない場合でも、その所有者のためや、その物について賃借人が支払わなければならないこととなる損害賠償のために、賃借人が保険を掛けることはできます。

ところで、他人の所有物について保険料を負担した場合、その保険上の利益はそのものの所有者が受けることからみると賃借人は一種の経済上の利得を賃借人に与えたこととなります。すなわち、借家人が家主に与える経済上の利得は家賃にほかなりませんから、賃借人が支払う保険料も家賃の支払にかかわるべき性質を有するものと考えられ、ご質問の場合の建物についての保険料も必要経費とすることができます。

なお、その火災保険が満期返戻金の定めのある長期の保険である場合には、その満期返戻金の受取人が誰であるかにより、保険料の取扱いには次のとおりに区分されます。

- (1) 賃借人が保険契約者となり満期返戻金を受け取る場合……満期返戻金の支払に充てられる積立保険料の部分を除いて必要経費になります。
- (2) 建物所有者が保険契約者及び被保険者で、満期返戻金を受け取る場合……賃借人が支払った保険料の全額が必要経費となります。

北海道医師会は、
北海道に在住するすべての医師が利用できる
**女性医師等支援事業を
推進しています。**

北海道医師会は、医師の育児支援や仕事と家庭の両立を支援するために現役の先輩医師による相談窓口を開設しています。この窓口は、北海道に在住するすべての医師が利用できます。詳しくは、下記専用ホームページをご覧ください。

●相談窓口 ●育児支援 ●復職研修支援 ●介護支援

北海道医師会 **女性医師等支援相談窓口**

●詳しくはこちらをご覧ください 「女性医師等支援相談窓口」専用ホームページ <http://www.hokkaido.med.or.jp/josei-dr-shien/>

●ご相談はこちらへ ☎ 0120-112-500 FAX 011-231-7272 E-mail josei-dr-shien@m.douji.jp

北海道医師会 〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目 <http://www.hokkaido.med.or.jp/>

男性医師の
アクセス歓迎

Doctor
Support

